

日本赤十字広島看護大学における研究活動の不正への対応等に関する取扱規程

(令和3年12月21日経営会議決定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字広島看護大学(以下「本学」という。)における公的研究費を措置された研究の不正又は不正の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものである。

第2章 定義

(用語の定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において「研究機関」とは、競争的資金等の配分を受ける全ての機関(大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等)をいう。

3 この規程において「配分機関」とは、研究機関に競争的資金等を配分する機関(文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人等)をいう。

4 この規程において「研究・配分機関」とは、上記2の研究機関及び上記3の配分機関をいう。

第3章 研究活動における特定不正行為

(対象とする研究活動及び不正行為等)

第3条 この規程において、「対象とする研究活動」とは、競争的資金を中心とした公募型の研究資金等、文部科学省等の公的資金配分機関が配分又は措置により行われる全ての研究活動をいう。

2 この規程において、「対象となる研究者」とは、第3条の研究活動を行っている研究者をいい、「構成員」とは、本学の非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。

3 この規程において「不正」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件、本学の規定及び法令等に違反した公的研究費の不正使用、ならびに故意又は研究者としてわきまえるべ

き基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造(ねつぞう)、改ざん及び盗用である(以下「特定不正行為」という。)をいい、これらの行為を全て禁止とする。

捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

第4章 不正行為を抑制する環境整備

(研究倫理教育責任者)

第4条 第3条の4に定める不正を抑制する体制整備として、本学における研究者の行動規範等に基づく、研究倫理教育の計画・実施等、部局等における責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、日本赤十字広島看護大学 研究倫理・審査委員会の長をもって充てることとし、学内外に職名を公表する。

2 研究倫理教育責任者は、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、研究者の意識向上に努めなければならない。

第5章 不正に関する告発の受付等

(不正に関する告発の受付体制)

第5条 不正に関する告発がある場合は本学の公的研究費運営・管理規程第10条第3項に定める通報窓口(事務局総務課)に通報及び情報提供(以下「通報」という。)を受け付けることとする。

2 告発の意思を明示しない相談がある場合は受付窓口にて相談及び情報提供(以下「不正相談」という。)を受け付けることとする。

3 受付窓口は、事務局総務課等に設置し、構成員に周知するほか、学外に公表する。

(告発の取扱い)

第6条 告発は、通報窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、本学に直接行われるべきものとする。原則として、告発は顕名により行われ、不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な

合理性のある理由が示されているもののみを受け付けることとする。

- 2 匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、「第9条 調査を行う機関」により調査機関に該当する研究・配分機関に当該告発を回付する。また、「第9条 調査を行う機関」により、本学に加え、ほかにも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、該当する研究・配分機関に当該告発について通知する。
- 4 他の研究・配分機関から本学に回付された告発については、本学に告発があったものとして当該告発を取り扱うこととする。
- 5 書面による告発など、通報窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。
- 6 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 7 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、本学が被告発者の所属する研究機関でないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。被告発者の所属する研究機関でない機関が警告を行う場合は、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。

第6章 告発者・被告発者の取扱い

（守秘義務）

第7条 通報窓口は、個室で面談を行う、電話や電子メールなどで受け付ける場合、告発内容や告発者および第6条の6および7における相談者の秘密保持のために適切な方法を講じなければならない。

- 2 受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持に努めなければならない。
- 3 調査事案が漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合はこの限りではない。
- 4 本学は、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被

告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思に基づく告発（以下「悪意に基づく告発」）を禁止または防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることとする。

- 5 本学は、告発内容の調査にあたり、不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であることから告発者に調査に協力を求める場合がある。
- 6 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や本学の構成員の場合は、(第28条 告発者及び被告発者に対する措置)により懲戒処分および刑事告訴を行う場合がある。
- 7 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 8 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第8条 本学は、第6条6項に規定する告発の意思を明示しない不正相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、研究・配分機関の判断でその事案の調査を開始することができる。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをする。
- 3 本学に所属する研究者が行った研究について特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

第7章 不正の告発に係る事案の調査

(調査を行う機関)

第9条 本学に所属する(どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。)研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として、本学が告発された事案の調査を行うこととする。

- 2 被告発者が本学を含む複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。

- 3 被告発者が本学に所属しているときであって、本学と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行うことができる。
- 4 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた本学を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した本学と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた本学が、告発された事案の調査を行うこととする。
- 5 告発された事案の調査を行うこととなった研究機関は、被告発者が当該研究機関に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- 6 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。
- 7 本学は他の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、委託された機関等又は調査に協力する期間等に第7条および第9条を準用するものとする。

第8章 告発に対する調査体制と方法

(予備調査)

第10条 本学は、告発を受け付けた後速やかに、告発された不正が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は本学が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について調査(以下、「予備調査」という。)を行うこととする。予備調査は、第12条で設置する調査委員会に予備調査に当たらせることができる。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 3 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、告発から30日以内に本調査の実施可否について決定を行うこととする。
- 4 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、本学は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び

告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第11条 本調査の実施を決定した場合、本学は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知することとする。

2 告発された事案の調査に際し、告発者が了承したときを除いて調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮しなければならない。

3 本学は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告し、調査の実施に際して調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

4 本学は、本調査の実施の決定後30日以内又は第10条3の告発のあった日から60日以内に本調査を開始するものとする。

(調査委員会)

第12条 最高管理責任者は、第11条4項において本調査の実施を決定した場合、不正に係る調査委員会(以下「委員会」という。)において調査を実施しなければならない。また、この委員会は、調査委員の半数以上が弁護士・公認会計士等の外部有識者で構成され、全ての委員が告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成することとする。

2 告発者及び被告発者は、本学が定めた期間内であれば異議申立てをすることができる。

3 異議申立てがあった場合、本学は異議の内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

4 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は、最高管理責任者をもって充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てることとし、氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。

(1) 統括管理責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

(3) 外部有識者等

(4) その他委員長が必要と認めた者

(調査方法)

第13条 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ、収支簿、納品書・請求書等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行うこととする。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。

2 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験など

により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

- 3 被告発者は、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 4 調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。
- 5 本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に協力を要請する。協力を要請された当該機関は誠実に協力しなければならない。

（調査の対象となる研究活動）

第14条 調査の対象となる研究活動には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

（調査中における一時的執行停止および証拠の保全措置）

第15条 調査委員会は、研究費の不正もしくはその疑いがある場合、調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の一時執行停止を命ずる。

- 2 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。
- 3 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合には、当該研究機関に対し、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるように要請する。ただし、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限するものではない。

（中間報告）

第16条 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。

- 2 このほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 3 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

第9章 不正の認定

(認定)

第17条 調査委員会は、本調査の開始から150日以内に調査内容をまとめ、次の各号について不正の認定を行うこととする。

- (1) 研究費の不正使用の有無及び不正の内容
- (2) 関与した者及びその関与の程度
- (3) 不正使用が認定された場合はその相当額
- (4) 特定不正行為の有無や特定不正行為と不正の内容
- (5) 特定不正行為に関与した者とその関与の程度
- (6) 特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

2 不正が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。

この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、認定を終了したときは、直ちにその設置者たる調査機関に報告する。

(特定不正行為の疑惑への説明責任)

第18条 被告発者は、調査委員会の調査において、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(特定不正行為か否かの認定)

第19条 調査委員会は、前条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。

2 被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

3 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定される。被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第20条 本学は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに告発者及び被告発者(被

告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。)に通知する。

- 2 本学は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- 3 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

(不服申し立て)

第21条 特定不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について不服申立てをすることができる。

(不正認定にかかる不服申立ての審査)

第22条 不服申立ての審査は、第12条に規定する調査委員会が行うものとする。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、調査機関が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、被告発者に当該決定を通知する。
- 3 不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するときは、本学は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 4 不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

(不正認定にかかる不服申立ての通知および報告)

第23条 本学は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。

- 2 本学は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に不服申立て受付・再調査有無の決定等報告する。

(不正認定にかかる不服申立てにかかる再調査)

第24条 調査委員会が再調査を行った場合は、再調査の開始から50日以内に結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。

2 本学は、調査結果について、告発者、被告発者、被告発者が本学に所属していない場合には、所属する研究機関へ報告する。

3 本学は、調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(悪意に基づく告発の認定にかかる不服申立て)

第25条 本学は、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、被告発者、被告発者が本学に所属していない場合には、所属する研究機関へ通知する。

2 本学は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に不服申立て受付・再調査有無の決定等報告する。

(悪意に基づく告発の認定にかかる不服申立てにかかる再調査)

第26条 調査委員会が再調査を行った場合は、再調査の開始から30日以内に結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。

2 本学は、調査結果について、被告発者、被告発者が本学に所属していない場合には、所属する研究機関へ報告する。

3 本学は、調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

第10章 公表

(調査結果の公表)

第27条 本学は、不正が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。
ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

3 悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

4 公表する内容は、次の各号を必ず含む内容とする。

(1) 不正の認定された研究者氏名(告発されていないが当該事案に関与した者を含む。)

(2) 不正内容と程度(研究費の不正使用についてはその額を含む)

(3) 所属機関からの処分内容

(4) 配分機関等からの措置内容

第 1 1 章 措置

(告発者及び被告発者に対する措置)

第 2 8 条 本学は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者に対し、「日本赤十字広島看護大学職員就業規則」に基づき懲戒処分を行うこととし、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2 本学に所属する者による告発が悪意に基づくものと認定された場合は、同規定に基づき懲戒処分を行うこととする。

(補則)

第 2 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(規程の改廃)

第 3 0 条 この規程の改廃は、経営会議の議を経て、最高管理責任者が行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。